

事業系ごみ及び家庭ごみ処理手数料の改定の経緯

	事業系ごみ（事業者（持込み））	家庭ごみ（市民（収集））
	<p><従量制手数料制度></p> <p>(1) 臨時に市が収集し、運搬し、及び処分するとき (1kgにつき12円若しくは1kgにつき12円を基準として品目別に規則で定める額)</p> <p>(2) 事業活動に伴って排出するごみを継続して市が収集し、運搬し、及び処分するとき。</p> <p>ア 1月平均1,500kgを超えるとき（1kgにつき12円）</p> <p>イ 1月平均1,000kgを超え1,500kgまで（月額6,000円）</p> <p>ウ 1月平均500kgを超え1,000kgまで（月額3,000円）</p> <p>エ 1月平均300kgを超え500kgまで（月額1,500円）</p> <p>(3) 市長の指定する場所へ搬入するとき（1kgにつき6円）</p> <p><課題></p> <p>逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例においては、事業者がごみステーションに上限なく排出できる制度となっており、一定以上の排出者には有料制をとっているものの負担の公平性が担保されていない状況にある。 また、営業形態の多様化により排出ルールが守られないことなどからのトラブルが発生する事例も見受けられる。 さらに、近隣自治体に比べて低廉な処理手数料など、本市の事業系廃棄物に係る現行制度は、市内に零細事業者が多い実態を斟酌しても、公平・公正の観点や法の精神に照らし、多くの問題を内包していると言わざるを得ない。 ●事業系ごみに係る定義を明確化し、事業者自らの責任による処理原則に改める必要がある。</p> <p>平成22年8月20日：事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について（諮問） 平成23年5月23日：事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について（答申）</p>	○無料
↓ 平成24年4月	<p>○事業系一般廃棄物はクリーンセンターに直接搬入か許可業者に委託</p> <p>なお、少量排出事業者は、零細事業所保護の観点から例外的に家庭ごみと同様にごみステーションに排出できることとしている。</p> <p>*少量排出事業者・・・①従業者（事業主を含む）の総数が3人以下であること、②食品廃棄物を排出しないこと、③ごみ排出量が1日平均1キログラム以下であること、このすべてに該当する事業所</p> <p>(10kg当り150円の手数料)</p> <p><課題></p> <p>手数料の設定は、近隣自治体の手数料などを考慮して、処理原価より低い額で設定した。 さらに、前回の見直しから3か年が経過し、この間、外部委託での焼却残渣の資源化等による処理原価の高騰、また、近隣自治体において手数料の見直し（値上げ）が実施されるなど、ごみ処理を取り巻く状況が変化してきた。</p> <p>平成27年10月30日：逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について（諮問） 平成28年1月8日：逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について（答申）</p>	
↓ 平成28年10月	○処理手数料を10kg当たり250円に改定	↓ 平成27年10月 ○燃やすごみ・不燃ごみの有料化 (50:10円/袋 100:20円/袋) (200:40円/袋 400:80円/袋)